

分担金・拠出金の名称	国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)		評価	A
拠出先の国際機関名	国際移住機関(IOM)			
国際機関の概要	・IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験を有する。 ・特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有するIOMの役割に注目が集まっている。 ・IOMのこのような活動を支援することを通じて、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題への対応が可能となる。			
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標			達成状況	
1. (1) 成果目標:IOMへの拠出を通じて、我が国の重要外交課題である人身取引の撲滅のための対策を促進する。 活動指標:我が国における外国人人身取引被害者に対する帰国支援及び帰国後の社会復帰支援の提供実績			・本施策は、2014年12月に新たに策定された「人身取引対策行動計画2014」にも記載されており、我が国政府が国内で認知した外国人人身取引被害者のうち、母国への帰国を希望する者に対し、帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を提供する唯一の事業。また、人身取引被害者は、その多くが女性や女兒であり、我が国が掲げる女性重視の観点からも本事業は重要。 ・IOM駐日事務所及び各国現地事務所が連携し、経済的な理由等から帰国することの出来ない被害者を母国に安全に帰還させるとともに、再度被害に遭わないよう、支援を希望する被害者に対し自立支援(医療、教育、職業支援等)を行う事業であり、事業を開始した2005年5月から2014年3月末までに、計254名に帰国支援を実施し、帰国後の社会復帰支援を計127名に対し実施した。 ・1人の被害者も残さず支援をするため、被害者のカウンセリングを電話で行う等限られた経費の中で工夫を凝らした結果、帰国及び社会復帰支援を、希望する被害者全員に提供することに成功。	
(2) 成果目標:IOMの意思決定における我が国のプレゼンスを確保する。 活動指標:IOMトップを含めた幹部の我が方との情報交換・意見交換、IOMの意思決定プロセスにおける我が国の意向の反映			・トップであるスウィング事務局長は2008年の就任以来毎年訪日し(計8回)、政務レベル及び外務省幹部と政策的に協議するなど、非常に緊密な関係を構築。同事務局長は本年は既に計2回(2月及び3月)訪日し、我が国支援に対する謝意表明とIOMの活動報告を行っている。 ・年に一回行われるIOM総会へ我が国は主要ドナーとして出席し、ステートメント、決定承認プロセスへの参加等で我が国のプレゼンスを確保。年に二回行われるプログラムと予算に関する常設委員会(SCPF)会合においても我が国の意向を表明。	
(3) 成果目標:IOMへの拠出を通じて、人道支援分野における我が国の意見を反映する。また、IOMが適切な組織・財政マネジメントを行う。 活動指標:人道支援分野における我が国の貢献に関する広報、組織としての財政マネジメント			・我が国支援により実現したプロジェクトについて、IOMは現地及びHP上で積極的に広報を実施(記者会見等を含め)。 ・IOMによる活動が拡大する中(1996年→2013年、加盟国数3倍、事務所数約3倍)、IOMはジュネーブ本部機能の一部をパナマやフィリピンに移転するなどの機構改革による経費削減に最大努力。	
(4) 成果目標:IOMにおける邦人職員増強を図る。 活動指標:IOMにおける日本人職員数の増加、邦人職員増強に向けたIOMの取組、邦人職員活躍機会の提供			・邦人職員数は過去5年間で61%増(2008年13名→2012年21名)であり、スウィング現事務局長(2008-)が特に邦人職員の増強に力を入れていることの成果。 ・邦人幹部職員は計4名(太平洋地域担当事務局長顧問(D-1)、法務部チーフ(P-4)、地域事務所スペシャリスト(P-4)、本部事業対応部シェルター担当官(P-4))。 ・IOMに派遣したJPOは、JPO終了後ほぼ全員がIOM内のポストを獲得。 ・ネパール地震発生(本年4月)の際は、IOMを通じた我が国拠出による案件形成・実施のためIOM本部から邦人職員が派遣され、我が国がネパールに対し切れ目のない支援を行うためのきめ細かな調整に当たった。更に官民連携分野では、アフリカにおける人道支援等に際し、邦人職員の調整により我が国民間企業との連携案件が実現。	
2. PDCAサイクルの確保			①計画段階(Plan):新たに策定された「人身取引対策行動計画2014」をはじめとする我が国の人身取引関連施策に規定の支援内容に基づき予算要求。 ②実施段階(Do):IOM駐日事務所及び各国現地事務所において実施し、モニタリング(駐日事務所を通じた報告)。 ③評価段階(Check):最終報告書を踏まえ外務省が確認・評価。 ④フォローアップ(Act):IOM側幹部訪日や、外務省とIOM各国事務所(駐日事務所含む)との間の個別協議を通じて、問題点の指摘やより人身取引被害者の状況に則した適切な事業への改善等を検討・支持。	
担当課・室名	総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室			